

不動産の不思議

学生たちの視点と発見

第446回



田地川 美祐
不動産学部4年

不動産の不思議
【学生の目】
宅建士やFPなどの資格を取得して就職も内定し、海外の資格に関心を持つようになつた。米国西海岸ではセールスパーソンが宅建士に相当する。営業従事者は全員セールスパーソンの資格が必要など、不動産に就く際のハードルは高く、それが不動産業の高い信頼につながっている。セールスパーソンはエージェント、つまり代理人として働く。契約当事者はそれぞれ代理人を選任し、代理人間の交渉で合意を目指す。代理人は本人の利益のために

働き、専門家としての評判が次の仕事につながる。裁判に強い弁護士にも似たビジネスモデルである。

宅建業法は取引態様の一つに媒介の定義ではなく、判例により、契約当事者の一方または双方から委託を受け、契約当事者の間に立つて契約の成立に向けてあつせん尽力することとされる（参考1）。

Bが売主Aと買主Cのそれぞれの代理には該当しない。

しかし、高く売りたい売主と安く買いたい買主の相反した立場の仕事を一人が行う懸念は、法律論だけではない。双方から受託する両手媒介が可能で、利益が多い両手媒介のため

マーケティングとエージェント制

信頼が重要、顧客利益に

【教員のコメント】

スを継続するためにはエージェントは信頼が重要で、それが顧客の利益にもつながる。

代理人となつて売買契約を成立させることは双方代理に当たる（参考2）。原則として双方代理は禁止である（民法108条）、一人の者が双方から依頼を受けて契約を成立させることは不当ではないか。一人の専門家が双方から依頼を受ける例に司法書士の所有権移転登記がある。これが双方代理の禁止に該当しないのは、登記は権利を得、義務を負う法律行

事につながる。裁判に強い弁護士に似たビジネスモデルである。

法行為に該当しない。

行為でなく、事実行為を

行う事務と解するから

だ。法行為に該当しな

い事務の依頼を準委任と

いう。媒介も法的性質は

準委任とされる（参考2）

から宅建業法の下で双方

の依頼を認めた

ことである（参考3）。

しかし、高く売りたい

売主と安く買いたい買主

の相反した立場の仕事を

一人が行う懸念は、法律論だけでは

ない。双方から受託する両手媒介が

可能で、利益が多い両手媒介のため

代理には該当しない。

しかし、高く売りたい